

テレワーク推進強化奨励金

取組期間延長のお知らせ

東京都と公益財団法人東京しごと財団では、「東京都リバウンド警戒期間」の延長に伴い、「テレワーク推進強化奨励金」の取組期間を5月22日(日)まで延長しますのでお知らせします。

1. 事業概要

➤ 「テレワーク推進リーダー」を設置した都内中小企業等が、「週3日・社員の7割以上」、1か月間または2か月間、テレワークを実施した場合、通信費など企業が負担・支出した経費に基づき算定した最大50万円の定額の奨励金を支給

◆ 対象 常時雇用する労働者が1名～300名以下の都内中小企業等

◆ 要件 ① 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言及び「テレワーク推進リーダー」を登録
② テレワーク推進強化期間中 (12/6～5/22) に、テレワークが仕事になじむ社員のうち、「週3日・社員の7割以上」、1か月間または2か月間テレワークを実施 ※その他要件あり

◆ 奨励金額

テレワーク実施人数	70人以上	50人以上	30人以上	30人未満	小規模企業特例	
2か月コース	50万円	35万円	20万円	13万円	7万円	7万円
1か月コース	25万円	15万円	10万円	7万円	5万円	5万円

◆ 対象経費 通信費、機器リース料、ソフト利用料、テレワーク手当、サテライトオフィス利用料など、社員がテレワークを実施するために企業が負担・支出した経費

2. テレワーク推進強化期間（奨励金の取組期間）の延長等

<テレワーク推進強化期間>

変更前：令和3年12月6日（月）から令和4年4月30日（土）まで

変更後：令和3年12月6日（月）から**令和4年5月22日（日）まで**

<事前エントリー期限>

変更前：令和4年4月30日（土）まで

変更後：**令和4年5月22日（日）まで**

<奨励金申請受付期限>

変更前：令和4年5月31日（火）まで

変更後：**令和4年6月30日（木）まで**

事前に「テレワーク東京ルール」及び「テレワーク推進リーダー」の登録を行い、奨励金の事前エントリーを行う必要があります。

登録・事前エントリーはこちらから ▶ <https://www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp/>



◆ 事業の流れ

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言（「テレワーク推進リーダー」含む）への登録

Web上から事前エントリー

取組実施

奨励金申請・支給

奨励金の詳細はこちらから

▶ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/tele-suisinkyoka.html>

お問い合わせ先 ▶ 公益財団法人 東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 「テレワーク推進強化奨励金」事務局
03-6734-1301（平日9時～17時）※平日12～13時、土日・祝日、年末年始を除く



【問い合わせ先】 産業労働局 雇用就業部 労働環境課
電話：03（5320）4657